



貸切バス事業者が行う指導監督告示の改正内容

改正背景

- ✓ 初任運転者や事故惹起運転者への実技訓練が義務付けられておらず、平成28年2月に実施したアンケート調査においては、半数以上の事業者において10時間未満の実技訓練しか行われていないとの結果※が出ている。
- ✓ ドライブレコーダーの装着率は2割に止まっており、映像を活用した指導・監督が十分行われていない。

※貸切バス事業者を対象に2,576社にアンケートを配布し、662社からの回答結果。

運転者教育の概要



- ✓ 初任運転者(直近1年間に乗務経験のない車種区分(※)の貸切バスを運転する者を含む。)に対して最低20時間の実技訓練を義務付けることで、初任運転者の技量を確保。
- ✓ ドライブレコーダーで記録された映像等を活用した指導・監督を義務付けることで、運転者の技量の低下を防止しつつ、事故・ヒヤリハット事例の共有等により運転者の技量を更に向上。
- ✓ 事故惹起運転者に対しても最低20時間の実技訓練を義務付け、技量が低下した状態で運転を継続することを防止。(その他、ASV装置を備える事業用自動車の適切な運転方法等について、指導内容として明示し、指導を徹底。)

(※)大型車を運転していた者が中型車を運転する場合など、それまで運転していた車種よりも小型の車種を運転する場合には、この限りではない。

【実技訓練のポイント】

- ・ 実際に運転する自動車で実施。
- ・ 実際に運行する可能性の高い経路を踏まえ、市街地、坂道、隘路、高速道路等において実施。
- ・ 日中だけでなく、夜間の運転についても実施。
- ・ ドライブレコーダーの映像で運転者に自身の運転内容を確認させつつ実施。
- ・ 事故惹起運転者に対しては、事故時のドライブレコーダーの記録を確認させた上で実施。

【ドライブレコーダーを活用した指導・監督の内容】

- ① 映像を活用して普段の運行状況を確認。
- ② 映像により運転者に自身の運転状況・特性を把握させ、是正。
- ③ 事故・ヒヤリハットや好事例を共有し、指導。
 - ・ 適切な車間距離を保った運行
 - ・ 法令遵守の確保
 - ・ 急ハンドル・急ブレーキの危険性の再認識
 - ・ 安全運転状況の把握及び評価
 - ・ 個々の運転者の不安全な運転特性のは正
 - ・ 運行経路において生じたヒヤリ・ハット体験の共有、危険予知
 - ・ 危険回避、緊急時対応の事例の共有

①

②

③

➡ 公布:平成28年11月17日、施行:平成28年12月1日(ドライブレコーダーを活用した指導監督にあっては別紙による)



施行日の内容

1. 20時間以上の実技訓練等、新たな指導及び監督内容の義務付け(ドライブレコーダー関連以外)

- 平成28年12月1日より、実車を用いた20時間以上の実技訓練、シートベルト着用の徹底、ASV装置に関する説明等を新たに指導及び監督の内容として義務づける。(下記のドライブレコーダーの記録を利用した指導及び監督は含まない。)

2. ドライブレコーダーの記録を利用した指導及び監督の導入

- 平成29年12月1日より、告示で定める一定の要件を満たすドライブレコーダーを装着している自動車の運転者に関しては、ドライブレコーダーの記録を利用した指導及び監督を義務づける。(合わせて、初任運転者等に対する実技訓練以外の指導及び監督の実施時間を6時間以上から10時間以上に延長する。)

3. ドライブレコーダーの装着及び記録義務

- ① 平成29年12月1日より、新車について、ドライブレコーダーの装着及び記録の保存を義務づける。
- ② 平成31年12月1日より、既販車についても①の内容を義務づける。
- ③ 平成29年12月1日において既に装着されているドライブレコーダーであって一定の要件を満たすものは、平成36年11月30日までの間、これを使用してもよい。

ドライブレコーダー関連以外の
指導及び監督を義務づけ

28.12

新車にドライブレコーダー
の装着を義務づけ

29.12

既販車にドライブレコーダー
の装着を義務づけ

31.12

既存のドライブレコーダー
への猶予期間を終了

36.11

-
- ドライブレコーダーの記録を利用した指導及び監督を義務づけ
 - 初任運転者等に対する実技訓練以外指導及び監督の実施時間の延長

ドライブレコーダーが装着されていない自動車の運転者に関しては、ドライブレコーダーの記録を利用した指導及び監督の適用を除外